

千ス協ス少第21号
令和2年6月8日

市町村スポーツ少年団本部長 様
種目別専門部長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
千葉県スポーツ少年団
本部長 本城 一隆
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うスポーツ少年団活動の取り扱いについて（通知）

日頃より、本県のスポーツ推進に、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言解除後のスポーツ少年団活動の取り扱いにつきましては、令和2年6月1日付け千ス協ス少第16号にて対応をお願いしてまいりましたが、この度、県教育委員会より部活動実施上の留意事項が発表されたことに伴い、今後の対応について以下の通り変更することにいたしました。

つきましては、関係者並びに関係団体へも周知していただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

今後も国の動向や県の対応・対策を踏まえ、お知らせしている内容等に変更がありましたら、適宜通知いたします。

記

- 1 市町村スポーツ少年団が主催する交流大会等の開催について
 - ・緊急事態宣言は解除されたものの、未だ感染の収束に至っておらず、引き続き感染拡大防止に取り組む必要性和、長期の活動自粛による選手のコンディションを考慮し、引き続き6月末日までは原則中止、延期とする。
 - ・開催の必要性が高く、開催を検討する場合は、スポーツ庁及び県からの要請をもとに、日本スポーツ協会の定める「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、各中央競技団体が作成するガイドラインにより必要な感染予防策を講じるとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、開催を中止する。
- 2 単位スポーツ少年団が実施する練習会等について
 - ・6月15日より実施可能とするが、実施に際しては、上記の感染防止策を確実に実施して感染防止に努めるとともに、その内容をあらかじめ参加者に周知し、参加について同意を得る。また、参加者のコンディションに配慮し適切な運動強度で実施することで、けがや熱中症の防止に努める。
 - ・単位スポーツ少年団が実施する練習試合、対外試合、合同練習会については、その規模や必要性をもとに、上記のガイドラインに則って必要な感染予防策を策定するとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、実施を中止する。
 - ・当面の間、宿泊を伴う活動は行わない。

【問い合わせ先】

公益財団法人千葉県スポーツ協会

TEL 043-254-0023

FAX 043-254-0990